

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本生企第93号

宮本環第116号

平成14年3月20日

生活安全部長

県本部各部課長

殿

県下各警察署長

風俗営業行政における消防及び建築関係の行政庁との連携について（通達）

平成13年9月1日及び同年10月29日に、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災が発生し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）、消防法及び建築基準法等の法令違反容疑が発覚したが、これを契機に、風俗営業行政を行うに当たって消防行政庁又は建築行政庁との連携が求められているところである。

このため、警察庁、総務省消防予防課及び国土交通省住宅局建築指導課において、打合せが行われるとともに、風俗営業の許可等の申請に対する審査及び関係行政庁との連携を図るための仕組みの整備について、各々の都道府県機関に通知された。

本県警察においても、消防及び建築行政庁と打合せを行ない、宮城県総務部、宮城県土木部、各消防本部（局）及び各市特定行政庁（建築基準法に基づく特定行政庁）との間において、別紙「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」（以下「了解事項」という。）の結論を得た。

したがって、了解事項に基づく消防及び建築関係行政機関との連携を推進することにより、地域における風俗営業行政の総合的な実施を図ることとされたい。

本件については、別添のとおり、宮城県総務部長及び同土木部長から管轄関係機関に対する通知が発せられていることを申し添える。

なお、関係行政機関との連携に関する具体的な要領及び通知様式等については、別途通達することとする。

記

1 連携開始時期

平成14年4月1日（月）

2 基本的考え方

風俗営業の用途に供する営業所及びこれを包含する建築物が、消防法又は建築基準法及びこれらの法律に基づく命令及び条例（以下「関係法令」という。）に違反しているにもかかわらず、風営適正化法と関係法令とは、法の趣旨・目的を異にしているから、風

俗営業の許可（風営適正化法第3条第1項）又は構造及び設備の変更の承認（風営適正化法第9条第1項）に際して、関係法令に抵触するかどうかは別個の問題であるとして、単に風俗営業の許可等をするのがないよう、当該風俗営業の許可等に係る建築物につき、関係行政庁と連携を図り、関係法令に適合させることを基本とする。

風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項

平成14年3月20日

宮城県警察本部生活安全部
宮城県総務部
宮城県土木部
各消防本部（局）
各市特定行政庁

1 目的

平成13年9月1日及び10月29日に、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災において、多数の死傷者が発生した重大性にかんがみ、宮城県内における風俗営業の用途に供する営業所の許可等に際し、警察行政機関、消防行政機関及び建築行政機関が相互に連携し指導等することにより、雑居ビルを始めとする建築物の防火安全対策の徹底を図ることを目的とする。

2 連携関係機関

連携を行う関係機関は、次に掲げる機関とする。

(1) 管轄関係機関

各警察署・各消防本部（局）・宮城県各土木事務所・各市特定行政庁（建築基準法に基づく特定行政庁）

(2) 県関係機関

警察本部生活安全部生活安全企画課・総務部消防防災課・土木部建築宅地課

3 連携の仕組み

(1) 管轄関係機関における連携

別表右欄に掲げる管轄関係機関は、同表左欄に掲げる市町村内における風俗営業の許可等に対し相互に連携を図る。

(2) 県関係機関における連携

県関係機関は、管轄関係機関の連携が円滑に行えるよう、管轄関係機関及び県関係機関相互と連携を図る。

4 連携の方法

(1) 管轄関係機関における連携

① 管轄関係機関は、風俗営業の許可等において、次のとおり連携を行う。

ア 警察署は、風俗営業の許可申請等を受理した場合、その情報を他の管轄関係機関に対し連絡する。

イ 前記の情報連絡後において、管轄関係機関は許可等に係る建築物の状況を判断できる場合を除き、所管とする法令遵守確認のため立入調査等を行う。

ウ 管轄関係機関は、関係法令違反を確認し是正の指導を行った場合又は是正の指導により改善がなされた場合は、他の管轄関係機関に対し内容を連絡する。

エ 管轄関係機関は、指導によっても法令違反の内容が是正されない場合は、告発及び関係法令に基づく措置命令を検討し、告発に際しては管轄警察機関と協議を行う。

② 管轄関係機関は、既に風俗営業の許可等を受けている営業所のある建築物及び無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある建築物（以下「既許可建築物等」という。）に対して、次のとおり連携を行う。

ア 管轄関係機関は、立入等を通じて、他の管轄関係機関の所管とする法令違反の疑いがある既許可建築物等を発見した場合は、当該管轄関係機関に対し連絡する。

イ 前記の連絡後において、当該管轄関係機関は既許可建築物等の現状を判断できる場合を除き、所管とする法令遵守確認のため立入調査等を行う。

ウ 当該管轄関係機関は、関係法令違反を確認し是正の指導を行った場合又は是正の指導により改善がなされた場合は、他の管轄関係機関に対し内容を連絡する。

エ 管轄関係機関は、指導によっても法令違反の内容が是正されない場合は、告発及び関係法令に基づく措置命令を検討し、告発に際しては管轄警察機関と協議を行う。

(2) 県関係機関による連携

① 県関係機関は、管轄関係機関の連携に関する問題等が発生し、かつ、管轄関係機関より要請があった場合又は必要であると判断した場合は、他の県関係機関に連絡し、解決のための協議を行う。

② 県関係機関は、管轄関係機関の連携が円滑に実施できるよう、所管とする管轄関係機関に対し調整を行う。

5 連携における管轄関係機関の対応

(1) 具体的な連携の体制及び方法等について、事前に協議を行う。

(2) 立入調査等を実施する際は、管轄関係機関合同で行い、情報を共有する等により関係法令の目的を確実に遂行できるよう努める。

(3) 関係法令違反の是正において、他の管轄関係機関の協力を必要とする場合は要請を行い、その際要請された管轄関係機関は協力を努める。

6 協議会について

管轄関係機関の連携を円滑に実施するため、又は連携に関する問題等の対策について検討を行うため、風俗営業の許可等に関する関係機関連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(1) 協議会の開催については、県関係機関の長が要請できることとする。

(2) 協議会は、宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課長が主宰する。

(3) 協議会は、県関係機関及び管轄関係機関のうちから、県関係機関の長が指名した者により構成する。

(4) 協議会の内容については、県関係機関の長より管轄関係機関の長に対し連絡するものとする。

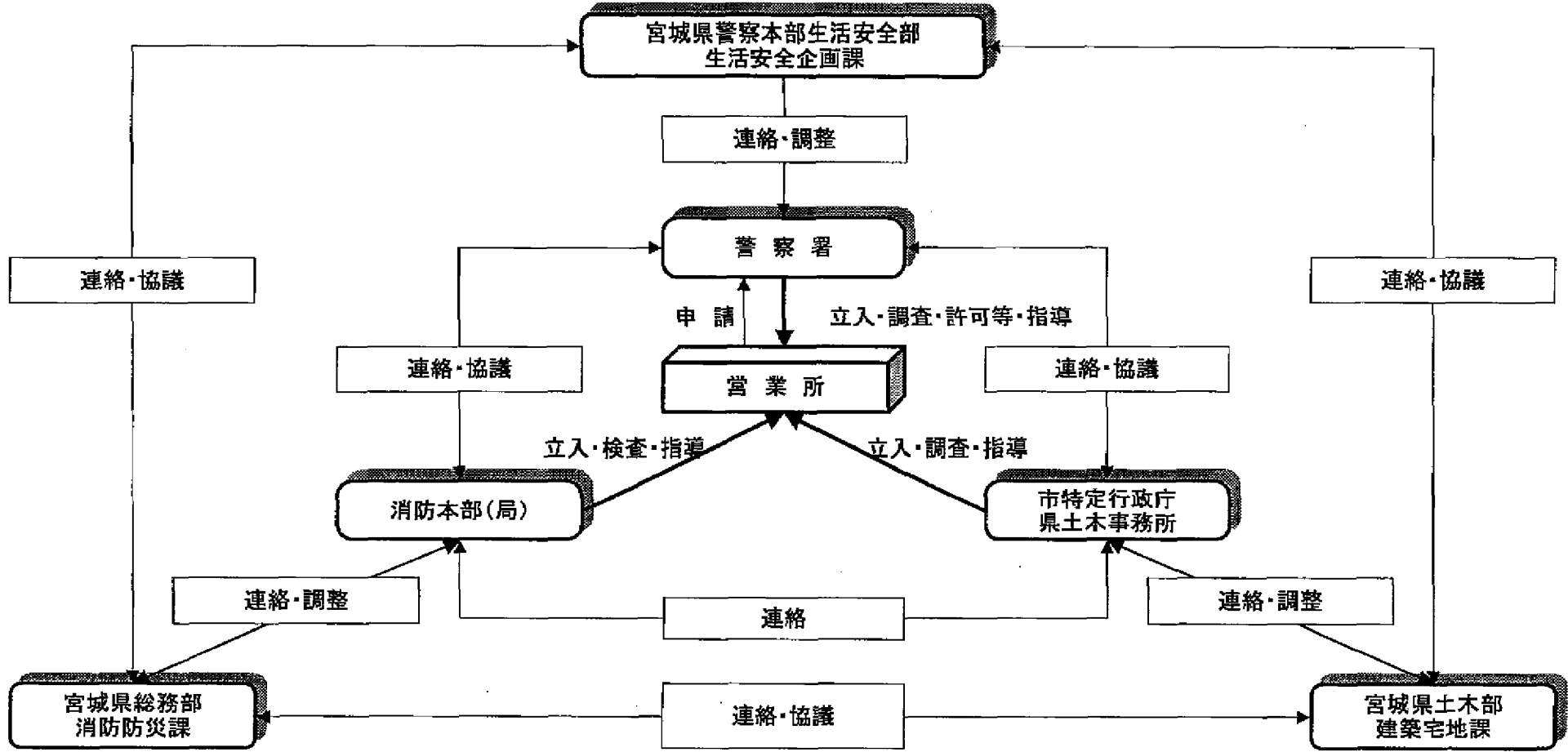
附 則

この了解事項に基づく関係機関の連携は、平成14年4月1日より実施する。

市町村	管轄関係機関		
	警察機関	消防機関	建築機関
仙台市	仙台中央警察署 仙台南警察署 仙台北警察署 仙台東警察署 泉警察署	仙台市消防局	仙台市 (各区建築宅地課)
塩釜市	塩釜警察署	塩釜地区消防事務組合 消防本部	塩釜市
多賀城市			
宮城郡	七ヶ浜町	"	"
	松島町		
	利府町		
黒川郡	大郷町	大和警察署	黒川地域行政事務組合 消防本部
	大和町	"	"
	富谷町		
	大衡村		
名取市	岩沼警察署	名取市消防本部	仙台土木事務所
岩沼市		岩沼市消防本部	
亶理郡	亶理町	亶理警察署	亶理地区行政事務組合 消防本部
	山元町		
石巻市	石巻警察署	石巻地区広域行政事務 組合消防本部	石巻市
牡鹿郡	女川町	"	"
桃生郡	牡鹿町		
	河南町		
	矢本町		
	鳴瀬町		
	北上町	河北警察署	
	雄勝町		
河北町			
桃生町			
気仙沼市	気仙沼警察署	気仙沼・本吉地域広域 行政事務組合消防本部	気仙沼土木事務所
本吉郡	志津川警察署		
登米郡	唐桑町	登米警察署	登米地域広域行政事務 組合消防本部
	本吉町	"	
	歌津町		
	志津川町		
	津山町	佐沼警察署	
	登米町		
	豊里町		
	東和町		
迫町	若柳警察署		
中田町			
南方町			
米山町			
栗原郡	石越町	"	栗原地域広域行政事務 組合消防本部
	若柳町		
	金成町		
	栗駒町	築館警察署	
	鶯沢町		
	花山村		
	一迫町		
	志波姫町		
	築館町		
高清水町			
瀬峰町			

市町村		管轄関係機関			
		警察機関	消防機関	建築機関	
古川市		古川警察署	大崎地域広域行政事務 組合消防本部	古川土木事務所 (※ただし、古川市内の 建築物の一部は古川市)	
志田郡	鹿島台町				
	三本木町				
	松山町				
遠田郡	小牛田町				小牛田警察署
	田尻町				涌谷警察署
	涌谷町 南郷町				
玉造郡	鳴子町				鳴子警察署
	岩出山町				中新田警察署
加美郡	中新田町				
	小野田町				
	色麻町 宮崎町				
白石市		白石警察署	仙南地域広域行政事務 組合消防本部	大河原土木事務所	
刈田郡	七ヶ宿町				
	蔵王町				
角田市		角田警察署			
伊具郡	丸森町	大河原警察署			
柴田郡	柴田町				
	大河原町				
	村田町 川崎町				

関係機関連携図





消 第 1 2 6 4 号
平成14年3月20日

各消防本部（局）消防長（局長） 殿

宮 城 県 総 務 部 長



「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」
について（通知）

平成14年3月12日付け総第1223号で協議しましたこのことについて、貴職をはじめ関係機関から了解の旨回答がありましたので、この結果を踏まえ、別添「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」のとおり関係行政機関の連携を行うこととしますので、よろしくお願ひ致します。

なお、宮城県警察本部生活安全部長及び本県土木部長から別添写しのとおり通知がなされておりますので、御承知願ひします。



建 第 935号
平成14年3月20日

各土木事務所長 殿
(建築担当取扱い)

宮城県土木部長
(公印省略)

「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」
について (通知)

このことについて、別添「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」のとおり関係行政機関の連携を行うこととしますので、よろしく願いいたします。

なお、宮城県警察本部生活安全部長及び本県総務部長から別添写しのとおり通知がなされておりますので、御承知願います。

建築宅地課建築指導班

TEL022-211-3243 FAX022-211-3191

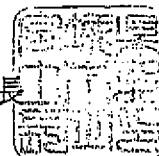


建 第 935号

平成14年3月20日

仙台市長 殿
(建築指導取扱い)

宮城県土木部長



「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」
について (通知)

平成14年3月12日付け建第909号で協議しましたこのことについて、貴職をはじめ関係機関から了解の旨回答がありましたので、この結果を踏まえ、別添「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」のとおり関係行政機関の連携を行うこととしますので、よろしく願いいたします。

なお、宮城県警察本部生活安全部長及び本県総務部長から別添写しのとおり通知がなされておりますので、御承知願います。

建築宅地課建築指導班

TEL022-211-3243 FAX022-211-3191



建 第 935号
平成14年3月20日

石巻市長 殿
(建築指導取扱い)

宮城県土木部長



「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」
について（通知）

平成14年3月12日付け建第909号で協議しましたこのことについて、貴職をはじめ関係機関から了解の旨回答がありましたので、この結果を踏まえ、別添「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」のとおり関係行政機関の連携を行うこととしますので、よろしくお願いいたします。

なお、宮城県警察本部生活安全部長及び本県総務部長から別添写しのとおり通知がなされておりますので、御承知願います。

建築宅地課建築指導班

TEL022-211-3243 FAX022-211-3191



建 第 935号

平成14年3月20日

塩竈市長 殿
(建築指導取扱い)

宮城県土木部長



「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」
について (通知)

平成14年3月12日付け建第909号で協議しましたこのことについて、貴職をはじめ関係機関から了解の旨回答がありましたので、この結果を踏まえ、別添「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」のとおり関係行政機関の連携を行うこととしますので、よろしく願いいたします。

なお、宮城県警察本部生活安全部長及び本県総務部長から別添写しのとおり通知がなされておりますので、御承知願います。

建築宅地課建築指導班

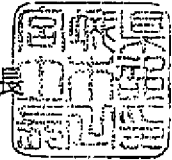
TEL022-211-3243 FAX022-211-3191



建 第 935号
平成14年3月20日

古川市長 殿
(建築指導取扱い)

宮城県土木部長



「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」
について（通知）

平成14年3月12日付け建第909号で協議しましたこのことについて、貴職をはじめ関係機関から了解の旨回答がありましたので、この結果を踏まえ、別添「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」のとおり関係行政機関の連携を行うこととしますので、よろしくお願いたします。

なお、宮城県警察本部生活安全部長及び本県総務部長から別添写しのとおり通知がなされておりますので、御承知願います。

建築宅地課建築指導班

TEL022-211-3243 FAX022-211-3191